

令和3年10月30日

緊急事態宣言解除後の経過措置の終了に伴う対応について

10月30日（土）に緊急事態宣言解除後の経過措置が終了しましたので、当センターの定員について、下記のとおりとします。

記

1 部屋の定員について

利用の種類	例	定員
大声を出すことが想定されない場合	会議、講演会、楽器演奏、ダンス、茶道、英会話 等 (声援等がある場合を除く)	各部屋定員の100%以内
大声を出すことが想定される場合	歌唱、詩吟 等 (話し声より大きい声を出す活動を目安とする)	各部屋定員の50%以内

適用開始日は、令和3年10月31日（日）とします。

2 利用料金還付の取扱い

貸室の利用定員の緩和に伴う予約の取り消しや変更の申し出については、次のとおり対応します。

(1) 利用料金還付額及び適用条項

生涯学習センター条例施行規則第13条第1項第1号に該当するものとして、利用料金の全額を還付します。

ただし、使用の前までに申し出がある場合に限りです。